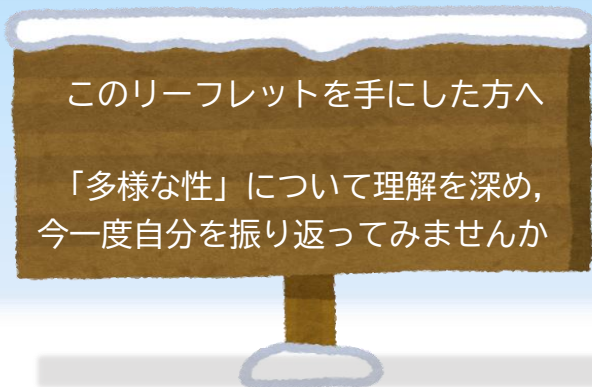


すべての人が自分らしく生きていくために



# 多様な性を認め合う社会を目指して

～ 性的マイノリティについて知っていますか？ ～



## もくじ

性的マイノリティって？ / ソギ・ソギエ	2
性的マイノリティの置かれている現実を学ぼう	3
パートナーシップ宣誓制度/ファミリーシップ制度について	6
ファミリーシップ制度導入へのメッセージ	7
相談したいときはどこにすればいいの？	8

# 性的マイノリティって？

性的指向(どの性別を恋愛の対象にするか)や性自認(自己の性別をどう認識するか)など性のあり方が少数派の人たちの総称

その中でも代表的な性的特性のそれぞれのアルファベットの頭文字をとって「LGBTQ+」と呼ばれている

セクシュアリティ(性のあり方)の表現は多様である

## 多様な性(性のあり方「セクシュアリティ」)

①身体の性(戸籍上の性)	生まれたときの戸籍上の性
②心の性(性自認)	自分が認識している性
③好きになる性(性的指向)	どの性を好きになるか
④表現する性(ジェンダー表現)	服装・しぐさ・言葉づかいなど

**L** レズビアン  
ESBIAN

女性の同性愛者

**G** ゲイ  
AY

男性の同性愛者

**B** バイセクシャル  
ISEXUAL

両性愛者

**T** トランスジェンダー  
RANSGENDER

「身体の性」と「心の性・表現する性」が異なる人

**Q** クエスチョニング  
UESTIONING  
クィア  
UEER

性自認・性的指向に疑問を感じている, 決めたくない人

// が定まっていない人

**+** 「+」とすることで「性が非常に多様である」  
ことを表現しています

例) 「男性か女性かが流動的で限定されない」

「好きになる性を限定しない」

「恋愛感情も性的欲求もない」 など

## SOGI/SOGIE (ソジ/ソジー)

「性的指向」Sexual Orientation と「性自認」Gender Identity, 「性表現」Gender Expression の頭文字をとった略語

性的マイノリティに限らず誰にでもある性の構成要素・属性で、「誰もが当事者」とし、性の多様性を認め合う概念として使われる



# 性的マイノリティの置かれている現実を学ぼう

- 性的マイノリティ人口比(各種調査からの参考データ)  
10~13 人に一人(電通総研 R2:8.9% LGBT 総研 R元:10%などから)
- 性的マイノリティは、周りに「いない」のではなく「気づいていない」だけ  
見ただ目で個人の性自認・性的指向は判断できず、本人が言わない限り顕在化しない
- 「男/女はこうあるべき」という固定観念が根強く存在  
「心と体の性が一致した異性愛者の男女のみ」を前提とした社会  
⇒ 性的マイノリティの存在は見落とされてしまいがち

## どんなところ, どんなことで困っているの?

### 【 SOGI ハラ(ソジハラ) 】

「性的指向」「性自認」についてのハラスメントのこと

- ・差別的な言動や嘲笑, 差別的な呼称  
(例:「ホモ」「レス」「オカマ」などの蔑称を使う)
- ・いじめ(精神的, 肉体的な嫌がらせ)・暴力・無視  
(例:「あの人ゲイっぽいね」などと噂話をする)
- ・望まない性別での生活の強要  
(例:いじめや差別的言動が心配で着たい服を着ることができない)
- ・会社での入社時の差別的な扱い, 不当な異動や解雇, 不当な入学拒否や転校強制  
(例:「なんで男なのに女の制服を着ているんですか? うちの学校(会社)を辞めてもらいますよ」とその人の地位が奪われることをチラつかせることで, その人のありたい姿ではない状態での生活を強いている)



### 【 様々な場面で感じる生きづらさ 】

性的マイノリティの方は、日常の様々な状況や何気ない言葉に心を傷つけられ、苦しみや生きづらさを感じている

#### 病院(特にトランスジェンダーの方)

- 保険証の性別と見た目が違い, 別人だと疑われることへの不安
- 待合でフルネームを呼ばれるのが嫌だ(特にトランスジェンダーの場合, フルネームで呼ばれることが強制的なカミングアウト※につながる)

#### トイレ(特にトランスジェンダーの方)

- 男性用トイレも女性用トイレも使いにくい



## 家庭・地域

- 家族に理解してもらえるか、心配させてしまうか不安で性的マイノリティであることを打ち明けることができない
- 被災時の避難所生活など、プライバシーの確保が難しい場面で、地域の人に自分が性的マイノリティだと知られることが不安だ

## 職場・学校

- 性的マイノリティであることを知られて、職場や学校に居づらくなるのではないかと不安を感じる
- 学校や職場で「性的マイノリティをからかうネタ」を見聞きするのが辛い
- 友達との恋愛話で、本当は同性が好きだけど、異性の話をする／恋愛感情を抱かないので話に入りづらい

## 成長のなかで

- 第二性徴をむかえ、体つきが徐々に自認する性と異なる性の特徴を持ち始めたことに困惑し、将来を不安視する
- 自認する性と違う性の学生服を着用しないといけないことに苦痛を感じる

### ※ カミングアウト

自分が性的マイノリティであることを周囲の人に自分の意志で打ち明けること

『アウティング』〔性的マイノリティ当事者が特に傷つく行為です〕  
性的マイノリティ当事者の同意なく、カミングアウトした内容などを第三者に話すこと



## 自分自身を変える(気づき, 考えてみよう)

～ 私達の感性は眠っていないか  
「つくられた自分」から、「つくり変える自分」へ～

- 「普通・当たり前」を問い直す(空気を吸うがごとく植え付けられてきたもの)  
自分の性に違和感なく、かつ異性を恋愛対象とする「男らしい男性/女らしい女性」  
この「性的二元論」に該当しない人＝「異常」という認識が生まれる
- 性的マイノリティを特徴づける言動を自らただす  
当事者の差別の現実、ありのままに生きている姿に学び、普段の言動を見直す  
⇒ 自身に潜む差別と偏見を点検  
・「ホモ」「レズ」「オカマ」など蔑称を使い、ネタにして笑っていないか

- ・「あの人ゲイっぽいね」など噂話をしていないか
- ・「早く結婚を」「彼氏/彼女いないの」「男/女らしくない」など価値観を押し付けていないか
- ・「男らしさ/女らしさ」など、性別と「らしさ」を結びつけていないか
  - 【オカマ, オネエ, ホモ, レズといった差別的用語による侮辱・からかい】
  - 多くは、「男らしさ/女らしさ」という規範に沿わないと判断された人を対象
  - ⇒ ジェンダー(社会的文化的性差)の見直し

## 周りに伝えよう

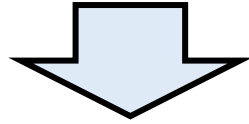
～ だれもが自分らしく生きる, 多様な性を認め合える地域社会を目指して ～

- 性的マイノリティ当事者の存在は、侵害されることのない権利  
「地域・職場・学校など周りにも性的マイノリティにあたる人がいるかもしれない」  
⇒ こんな認識をもって人に関わる(性の多様性, 人権に配慮する第一歩)
- ◎たとえ「少数派」であっても、性のあり方そのものは、異常でも病でもない
  - ・「特別な人」ではなく、ありのままに、ごく普通に生きる存在
  - ・そもそも性自認・性的指向は個人の意味・努力で変えられない
- ◎セクシュアリティを決めるのは周囲ではなく当事者  
「どんな人を好きになるか」「自分の性をどう認識するか」は人によって違う  
⇒ 誰かから押し付けられるものではない(「多いか少ないか」だけの違い)
- 「心と体の性が一致していて、かつ異性愛」(「多数派」)は、「多様な性」の一つに過ぎない
- 「男らしさ/女らしさ」の押し付けではなく、自分らしさを尊重、みんな違っていい  
性別・性自認・性的指向に関係なく、個性や能力を発揮できる環境づくり
- 学校, 地域, 職場などを「性は多様である」ことを前提としたものに  
⇒「誰もが違って当たり前」という多様性を認め合う  
例) ・各種申請用紙から性別欄を削除(不必要な性別記載を削除)
  - ・自認する性に沿った服装での勤務や更衣室・トイレ使用・表示について配慮
  - ・相談窓口の設置
  - ・差別禁止の明文化(規則に規定)
  - ・事業所の裁量で適用可能なものを、性的マイノリティ当事者にも平等に保障
  - ◆本市のパートナーシップ宣誓制度, ファミリーシップ制度活用
  - 【看護休暇, 結婚祝い金, 手当など福利厚生適用範囲の拡大】

# パートナーシップ宣誓制度/ファミリーシップ制度について

## ○パートナーシップ宣誓制度(平成31年4月1日導入)

性的マイノリティを含むカップルを、  
**婚姻に相当する関係**であると市が認める制度



さらに総社市では、パートナーの宣誓をした2人と同居する子どもや親などの近親者を家族として認めるように制度を拡張し、**ファミリーシップ制度**を令和3年12月1日に導入しました。

パートナーシップ宣誓者の近親者\*を、  
**家族としての思いを持つ関係**であると市が認める制度

※ 近親者とは、パートナー2人のいずれかの実子、養子、両親等の**3親等内の血族**のことをいいます。

子ども・親などの近親者が家族として認められることで、

- ・看護休暇・介護休暇の申請 ⇒ パートナーの子や親が対象になる
- ・生命保険 ⇒ 受け取り人になること・することができる
- ・携帯電話の家族割サービス ⇒ 子どもを加えられる

などのことが実現します。

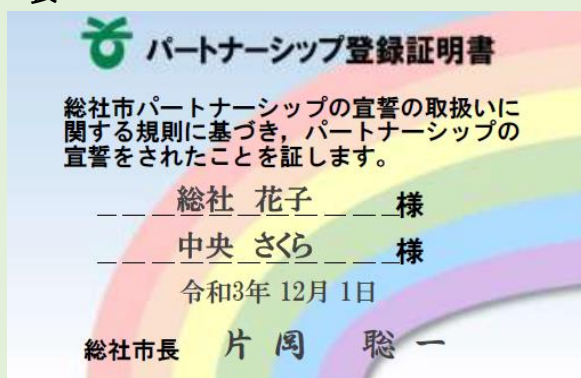


### パートナーシップの宣誓ができる方の要件

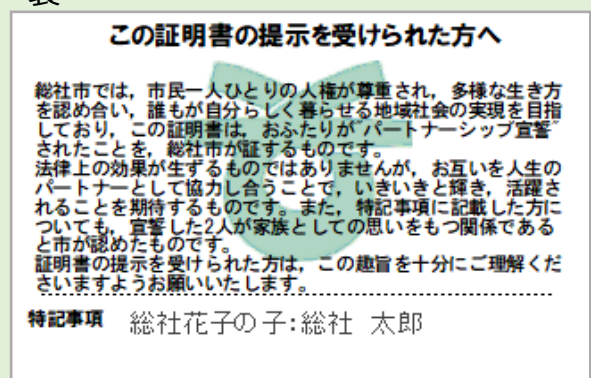
- 成年に達していること
- 総社市民であること、または転入予定であること
- 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと など

宣誓された方には氏名などを記載した上記のパートナーシップ登録証明書(名刺大のカード)を一人一枚ずつ即日発行いたします。

表



裏



# ファミリーシップ制度導入へのメッセージ

総社市では、令和3年12月1日ファミリーシップ制度を導入しました。

この制度を導入するにあたり、岡山県で活動する性的マイノリティの団体や、令和3年11月に岡山市で行われた LGBTQ+パレードの主催団体よりメッセージをいただきましたので紹介します。

総社市が中国地方で初めてファミリーシップ制度を導入することに、賛同と感謝の意を表します。

私たちの暮らす地域・社会には、同性カップルはもちろん、彼らの子どもや親も含め多様な家族がもうすでに存在しています。

中国地方でトップを切ってパートナーシップ制度を導入した総社市が、ファミリーシップ制度にまで踏み込むことは、総社市が自治体として、その多様な家族の人権を守る、さらに、性的マイノリティだけでなくシングル家庭やステップファミリーなど、この地域に暮らすあらゆる家族の人権を尊重するという姿勢につながっていると思います。

今後「将来は総社で家族を持って暮らしたい」と思う若者が増えるのではないのでしょうか。私も地方に暮らす当事者の一人としてファミリーシップ制度を歓迎したいと思います。

プライド岡山 代表 鈴木富美子

岡山県初ファミリーシップ制度導入ありがとうございます。

トランスジェンダー当事者として、多様な家族のあり方が多くの人達に認識され、LGBTQ を含むあらゆる人達がありのまま生きていけるための一歩としてこの制度が導入されたこと大変嬉しく思います。

LGBTQ 当事者はどこにでもいます。

カミングアウトや性自認や性的指向に関係なく、当事者達がより生活しやすい社会となっほしいと願っています。

ももたろう岡山虹の祭典 共同代表 浅沼智也

# 相談したいときはどこにすればいいの？

いずれも性的マイノリティ専門の相談窓口ではありませんが、相談をお伺いします。

○ 総社市役所 人権・まちづくり課 人権啓発係  
☎0866-92-8253 月～金 8:30～17:15

○ 岡山県男女共同参画推進センター  
☎086-235-3310 受付: 火～土 9:30～16:30

○ みんなの人権 110 番  
☎0570-003-110 受付: 月～金 8:30～17:15

○ 女性の人権ホットライン  
☎0570-070-810 受付: 月～金 8:30～17:15

○ 子どもの人権 110 番  
☎0120-007-110 受付: 月～金 8:30～17:15

いずれも相談料は無料で、秘密は厳守されます。  
(祝日、年末年始は相談を受け付けていません)

○ よりそいホットライン  
☎0120-279-338 (24 時間通話料無料)  
音声ガイダンスが流れますので、4番(性別や同性愛に関わる相談)を選んでください。

編集: 総社市 市民生活部 人権・まちづくり課 人権啓発係  
TEL: 0866-92-8253  
E-mail: [jinken-machi@city.soja.okayama.jp](mailto:jinken-machi@city.soja.okayama.jp)

発行: 総社市 2022 年2月